

## ○ 西いぶり広域連合旅費条例施行規則

平成12年3月28日  
規則 第24号

### (趣旨)

第1条 この規則は、西いぶり広域連合旅費条例（平成12年条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (旅行取消等の場合における旅費)

第2条 条例第3条及び条例第19条に規定する旅費のうち条例第4条第3項の広域連合長が別に定める旅費の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払戻手続をとったにもかかわらず、払戻しを受けることができなかつた額。ただし、その額は、その支給を受ける者が、当該旅行について条例により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。
- (2) 赴任に伴う住所若しくは居所の移転のため又は外国への旅行に伴う支度のため支払った金額で、当該旅行について条例により支給を受けることができた移転料又は支度料の額の3分の1に相当する額の範囲内の額
- (3) 外国への旅行に伴う外貨の買入れ又はこれに準ずる経費を支弁するため支払った金額で、当該旅行について条例により支給を受けることができた額の範囲内の額

### (出張命令簿等)

第3条 条例第5条第1項の規定によって旅行命令を受けようとする場合は、次の各号に定める命令簿をもって任命権者の命令を受けなければならない。

- (1) 区域外旅行（外国旅行を含む。以下同じ。）にあっては、出張命令簿
- (2) 区域内旅行（登別市の一部地域への旅行であって、宿泊を伴う旅行については、前号の例による。）にあっては、区域内出張命令簿
- (3) 赴任にあっては、旅行命令簿

### (旅行命令の変更)

第4条 条例第6条第2項の規定により旅行命令に従わないで旅行した場合は、帰庁

後2日以内に前条に規定する命令簿をもって、任命権者に旅行命令の変更の許可を受けなければならない。

(旅費の支給及び手続)

第5条 旅費の支給を受けようとする職員及び概算払に係る旅費の支給を受けた職員でその精算をしようとするものは、所定の請求書、内訳票等に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出の事務を取り扱う者に提出しなければならない。この場合において、必要な書類を添えることのできない特別の事情があるときは、所定の請求書、内訳票等に、所要の事項を記載することにより、これに代えることができる。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた職員は、当該旅行を完了した後1週間以内に、当該旅行について前項の規定により旅費の精算をしなければならない。
- 3 支出命令者は、前項の規定による精算の結果返納金があった場合には、当該職員に戻入の通知を行った後、速やかに当該返納金を返納させなければならない。

(路程の計算)

第6条 旅費計算上必要な路程の計算は次の区分に従い、当該各号に掲げるものにより行うものとする。

- (1) 鉄道 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条に規定する鉄道運送事業者の調べに係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程
- (2) 水路 海上保安庁の調べに係る距離表に掲げる路程
- (3) 陸路 郵政省の調べに係る郵便線路図に掲げる路程

(運賃の調整)

第7条 条例第12条に規定する鉄道賃は、公用車又は無賃乗車（無賃乗船を含む。）証による旅行の場合はこれを支給しない。

- 2 条例第15条に規定する車賃は、鉄道又は船舶の便がある区間の旅行にあってはこれを支給しない。ただし、やむを得ない事由によって鉄道又は船舶により難い場合においてはこの限りでない。

(鉄道賃の額)

第8条 条例第19条第2項に規定する鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

- (1) 運賃の等級を3以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の直近下位の級の運賃
- (2) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の運賃

- (3) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃
  - (4) 公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前3号に規定する運賃のほか、その座席のために現に支払った運賃
  - (5) 公務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前各号に規定する運賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金
- (船賃の額)

第9条 条例第19条第2項に規定する船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

- (1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃とし、最上級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合は、次に規定する運賃
    - ア 最上級の運賃を4以上に区分する船舶による旅行の場合には、その階級内の最上級の直近下位の級の運賃
    - イ 最上級の運賃を3に区分する船舶による旅行の場合には、その階級内の中級の運賃
    - ウ 最上級の運賃を2に区分する船舶による旅行の場合には、その階級内の下級の運賃
  - (2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
  - (3) 公務上の必要により特別の運賃を必要とする船室を利用した場合には、前2号に規定する運賃のほか、その船室のために現に支払った運賃
  - (4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
- (航空賃の額)

第10条 条例第19条第2項に規定する航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。

- (1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、最上級の直近下位の級の運賃
- (2) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃
- (3) 公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前2号に規定する運賃のほか、その座席のため現に支払った運賃

(車賃の額)

第11条 条例第19条第2項に規定する車賃の額は、実費額による。

(旅行雑費の額)

第12条 条例第19条第2項に規定する旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額による。

(区域内旅費)

第13条 条例第21条に規定する区域内旅費の支給は、旅行が、行路4キロメートル以上にわたるときに、鉄道賃又は車賃の実費額を支給する。

- 2 区域内旅費は、当月分を一括してその翌月に支給する。ただし、職員が退職し、又は死亡した場合は、この限りでない。
- 3 宿泊を伴う区域内旅費支給については、前2項の規定にかかわらず区域外旅費支給の例によるものとする。
- 4 用務、距離及びその他の事由によって任命権者が必要と認めた場合は、前項に規定する額を増額し、減額し、又は支給しないことができる。

(日額旅費及び月額旅費)

第14条 条例第29条に規定する日額旅費又は月額旅費は、次に掲げる旅行のうち当該旅行の性質上日額旅費又は月額旅費を支給することを適当と認めて任命権者が指定するものとする。

- (1) 測量、調査、土木營繕工事（現場監督を含む。）その他これらに類する目的のための旅行
  - (2) 長期間の研修、講習その他これらに類する目的のための旅行
  - (3) 前2号に掲げる旅行を除くほか、その職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張
- 2 日額旅費又は月額旅費は、当月分を一括してその翌月に支給する。ただし、職員が退職し、又は死亡した場合は、この限りでない。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の西いぶり廃棄物処理広域連合旅費条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の西いぶり廃棄物処理広域連合旅費条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

#### 附 則

この規則は、平成18年11月1日から施行する。